

# (仮称) 駒井公園整備基本計画

令和6年3月

狛江市

## 目次

1. 計画の背景と目的 .....	1
2. 本公園の概要 .....	1
(1) 公園の分布状況 .....	1
(2) 本公園の位置等 .....	2
(3) 事業スケジュール .....	2
3. 上位・関連計画の位置付け .....	3
4. 本公園の現況概要 .....	4
5. 本公園の課題整理 .....	5
6. 市民参加による意見の収集 .....	6
(1) アンケート調査（全体・小学生向け・中学生向け 各1回） .....	6
(2) ワークショップ（全3回） .....	6
(3) プレイスメイキング社会実験イベント（1回） .....	7
7. 基本計画 .....	8
(1) 公園の基本方針 .....	8
(2) 公園コンセプト .....	9
(3) 空間構成・景観・意匠性に関する基本方針 .....	9
(4) ゾーニング図 .....	10
(5) 整備の進め方 .....	11
(6) 基本計画マスタープラン .....	12
(7) 基本計画図 .....	14
(8) 施設計画 .....	15
(9) 植栽計画 .....	21
(10) 園路広場計画 .....	24
(11) 維持管理の検討 .....	25
8. 公園パース .....	27
(1) 鳥瞰パース .....	27
(2) アイレベルパース（インクルーシブ遊具ゾーン） .....	28
(3) アイレベルパース（インクルーシブ遊具ゾーンとボール遊び広場） .....	29
(4) アイレベルパース（芝生広場でイベント開催の様子） .....	30

## 1. 計画の背景と目的

本計画は平成 27 年 12 月に都市計画決定し、令和 4 年 2 月に事業認可取得をした（仮称）駒井公園の整備に向け、市民の方に積極的に利用していただける公園となるように、計画段階から様々な手法を用いて市民意見の収集や利用状況を確認しつつ、市民ワークショップによる基本方針を作成し、市民が主体となる公園の計画的な整備を目的とする。

## 2. 本公園の概要

### （1）公園の分布状況

都市計画公園の誘致距離の範囲は、市内西側を中心に広がっているが、空白エリアも多く、配置の偏りがみられる。（仮称）駒井公園が開設されることで、本公園の周辺について、都市計画公園の空白エリアが解消される。



## (2) 本公園の位置等

- ①名称：(仮称) 駒井公園
- ②位置：狛江市駒井町二丁目 21、22
- ③面積：約 4,400 m<sup>2</sup>
- ④種別：街区公園



図 本公園の様子

## (3) 事業スケジュール

令和5～8年度(予定)の期間を「第1期」、それ以降(時期未定)を「第2期」として事業を進める。事業範囲は、第1期：北側約 2,900 m<sup>2</sup>、第2期：南側約 1,500 m<sup>2</sup>とする。



図 事業スケジュール



図 公園整備の範囲

### 3. 上位・関連計画の位置付け

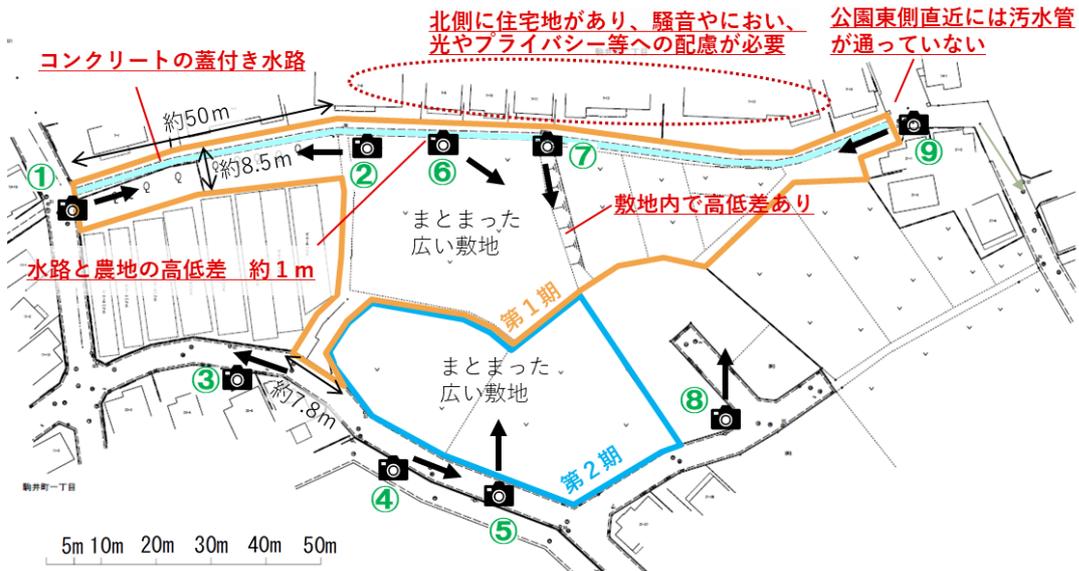
本公園に関する上位・関連計画等の内容から、関連する項目を整理する。

表 上位・関連計画一覧

計画名	本公園との関連事項
狛江市総合基本計画 （第4次基本構想、 前期基本計画） （令和2年3月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 〈狛江市の将来都市像〉                ともに創る 文化育むまち ～水と緑の狛江～</li> <li>■ 〈水と緑の狛江〉                多摩川や野川、狛江弁財天池特別緑地保全地区に代表される狛江の貴重な財産である自然環境を大切に守り、それらを暮らしの中に活かすことで、潤いや安らぎを与えてくれる自然環境と、いつまでも住み続けたいと感じる良好な住環境、農商工業を通じた活気やにぎわいが共存しているまちづくりを進めていく。</li> <li>■ 〈施策の方向性 施策7-①水と緑の快適空間づくり〉魅力的な公園の整備・維持管理                ○既存の小規模公園の一つひとつに特色を持たせ、利用者が目的に応じて公園を選べるよう、機能の再編・再整備を進める。                ○新たなアドプト団体の設立や団体の会員数の増加に努め、市民による市民のための公園づくりを進める。</li> </ul>
狛江市都市計画 マスタープラン・ 立地適正化計画 （令和4年12月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 〈将来都市像〉                未来へつなげる 住み続けたいまち                ～住み心地のよさを実感できるまち 狛江～</li> <li>■ 〈まちづくりの目標〉                ③自然環境と都市景観を保全する水と緑の空間がつながるまち</li> <li>■ 〈将来都市構造〉                ①（仮称）駒井公園は緑の拠点と位置付けられている。                ③地区・エリア                ○農住共存エリア ○防災環境形成エリア ○低層住宅地区</li> </ul>
狛江市緑の基本計画 （令和2年3月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 〈未来の将来像〉                みんなで活かして・つくり・高め・育てて・継ぐこまへの緑                （1）【活】まちの緑を活かそう                （2）【創】彩り豊かな緑がつながるまちをつくろう                （3）【高】身近な公園の魅力を高めよう                （4）【育】「農」を活かした緑のまちを育てよう                （5）【継】狛江らしい緑を次世代に継ごう</li> <li>■ 〈緑化重点地区〉                ○市全域を緑化重点地区に位置付け、市民、事業者、行政が連携・協働して緑化の推進に努めていく。</li> <li>■ 〈特色のある公園づくり〉                ○公園緑地の適正配置の検討、周辺の公園の機能再編</li> </ul>
都市計画公園・緑地 の整備方針 （令和2年7月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 〈未来の将来像〉                ～緑溢れる東京都の実現と災害に強い都市の構築を目指して～</li> <li>■ 「重点公園・緑地」、「優先整備区域」                ○（仮称）駒井公園は、令和11年度までに優先的に事業を進める「重点公園・緑地」、「優先整備区域」に指定されている。</li> </ul>

#### 4. 本公園の現況概要

本公園及び周辺の現況を写真と共に以下に整理する。



① 西側出入口（水路蓋）



② ビニールハウス北側敷地



③ ビニールハウス南側道路



④ 南側道路の様子



⑤ 南側からの畑の様子



⑥ 西側からの高低差



⑦ 西側と東側の高低差



⑧ 南側道路の様子



⑨ 東側出入口（水路蓋）

## 5. 本公園の課題整理

以下に、本公園の特性と課題を整理する。

### 1) 上位・関連計画から

<b>特性①</b> 狛江市総合基本計画にて、「新たなアドプト団体の設立や～中略～市民による市民のための公園づくり」が述べられている。
<b>特性②</b> 狛江市都市計画マスタープラン・立地適正化計画にて、本公園は「緑の拠点」と位置付けられている。
<b>特性③</b> 狛江市緑の基本計画の基本方針の1つとして、「特色ある公園づくり」によって公園の魅力を高めようと述べられている。
<b>特性④</b> 都市計画公園・緑地の整備方針にて、本公園は、「重点公園・緑地」、「優先整備区域」に指定されている。



<b>課題①</b> 維持・管理面で、地域住民の協力を得られる部分は、協働で行っていくことが求められる。
<b>課題②・③・④</b> 南部エリアの核となる本公園の整備については、都市計画公園の空白地を解消するとともに、市民にとって魅力があり、また安心して利用できる公園とすることが求められる。

### 2) 本公園の現況から

<b>特性①</b> 周辺に閑静な住宅地や農地がある。
<b>特性②</b> 中央部にまとまった広い空間がある。
<b>特性③</b> 敷地内に1m程度の高低差がある。



<b>課題①</b> 騒音やにおい、光やプライバシー等への配慮が求められる。
<b>課題②</b> 第1期と第2期を跨いだ一体的な土地利用等、敷地形状を活かした計画が求められる。
<b>課題③</b> 土地の特徴を活かした計画が求められる。

## 6. 市民参加による意見の収集

本公園の基本計画の策定にあたっては、市民へのアンケート調査、市民参加によるワークショップ及び社会実験イベントを通じて、意見の収集や利用状況の確認を行った。

### (1) アンケート調査（全体・小学生向け・中学生向け 各1回）

（仮称）駒井公園整備に伴い、周辺住民の公園に対するニーズを調査するため、8月～9月に一般向け（中学生向け含む）アンケート及び小学生向けアンケート調査を実施した。

### (2) ワークショップ（全3回）

（仮称）駒井公園整備に向けて、市民の方に積極的に利用していただける公園となるように、計画段階から意見を収集し利用状況を確認した上で基本方針を作成し、市民が主体となる公園基本計画の策定を目的とし、全3回周辺市民とのワークショップを実施した。

#### 第1回ワークショップ

実施日時	令和5年7月9日（日） 10時～12時
来場者数	14名（A班：7名、B班：7名）



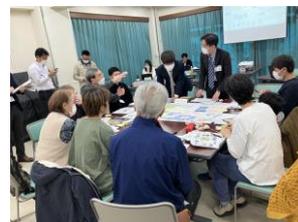
#### 第2回ワークショップ

実施日時	令和5年10月22日（日） 14時～16時
来場者数	18名（A班：9名、B班：9名）



#### 第3回ワークショップ

実施日時	令和5年12月16日（土） 10時～12時
来場者数	8名



### (3) プレイスメイキング社会実験イベント（1回）

本公園の整備に向け、ワークショップやアンケート等を踏まえ検討した公園の使い方や過ごし方について、公園整備予定地にインクルーシブ遊具の設置やイベント等を開催することで、利用者の意見等からその実現性を検証した。

#### 1) 実施概要

実施日時	令和5年11月23日（木・祝） 10時～16時
来場者数	413名（男性：169名、女性：244名）

#### 2) 実施内容

##### ① 狛江ブランド農産物の販売

公園の使い方として将来的にイベントを開催することを想定するにあたり、利用者の意見等からその実現性を検証するために、狛江独自のGAP手法※を用いて生産された、安心・安全が特徴の狛江ブランド農産物のダイコン、サトイモ等6種類の野菜を販売した。

※GAP：農業生産工程管理（Good Agricultural Practice）のこと。

##### ② キッチンカーの出店

公園の使い方として将来的にイベントを開催することを想定するにあたり、利用者の意見等からその実現性を検証するために、将来的な公園でのイベント開催を想定し、にぎわい創出の構成要素としてクレープ販売のキッチンカーを誘致した。

##### ③ 遊び体験

将来的に「インクルーシブ遊具」を設置するにあたり、利用者の意見や利用状況からその実現性を検証するために、仮設のインクルーシブ遊具の設置や輪投げ体験等を実施した。

##### ④ 狛江市公園フォーラム

昭和17年に都市計画決定され平成27年に狛江市和泉多摩川緑地都立公園推進構想を策定している和泉多摩川緑地について、東京農業大学入江教授による講演ののち、都立公園誘致に向けて市民からご意見をいただいた。



写真 ① 狛江ブランド農産物の販売と②キッチンカー出店と③遊び体験の様子

## 7. 基本計画

### (1) 公園の基本方針

本公園の現況や市民意向を踏まえ、本公園の基本方針を以下のとおり設定する。

#### 1) 基本方針

本公園の基本計画を行うにあたって、上位・関連計画や本公園の現況、市民意向を踏まえ、以下のとおり基本方針を設定する。

- **すべての人が楽しく過ごすことのできる公園**

…年齢・立場を問わず、誰もが自由に利用できる公園づくりを目指す。

- **地域コミュニティの場となる公園**

…近隣住民のコミュニティの中核を担う場となるような公園づくりを目指す。

- **安心安全な公園**

…防災・防犯機能を持った安心安全な公園づくりを目指す。

#### 2) 整備方針

基本方針をもとに、以下のとおり整備方針を設定する。

- **レクリエーション機能の確保**

- すべての人が楽しく過ごせる公園を目指し、安全性を考慮しつつ芝生広場やボール遊び広場の整備、インクルーシブ遊具や健康遊具の導入を行う。

→【導入を行う機能・施設】

芝生広場・ボール遊び広場・インクルーシブ遊具・健康遊具等

- **コミュニティ・憩い空間の確保**

- 地域住民が心と体を癒せる場所として広場や環境や自然に配慮した空間整備を行う。

- 様々な人に配慮した空間を目指し、バリアフリー機能を持つ設備や空間整備を行う。

→【導入を行う機能・施設】

広場・植栽・ベンチ・テーブル・東屋・水飲み場・トイレ等

- **防犯・防災空間の確保**

- 近隣住宅地の治安を守るため、たまり場等になりにくい空間整備を行う。

- 災害時の集合場所としての使用を想定し、災害対応型の設備の導入を行う。

- 浸水対策として、雨水流出抑制施設の設置を行う。

→【導入を行う機能・施設】

公園灯・防犯カメラ・災害対応型トイレ・非常用電源等

## (2) 公園コンセプト

---

公園の基本方針に基づき、公園コンセプトを設定した。

### 1) コンセプト

「みんながつながる、遊びと憩いのコミュニティパーク」

### 2) コンセプトの考え方

～みんながつながる～

年齢や性別、障がいの有無を問わず、誰もが自由に楽しめて交流の生まれる、インクルーシブな公園を目指す。

～遊びと憩いのコミュニティパーク～

遊具やボールを中心とした「遊び」、芝生広場での休憩や園内で感じられる自然環境等の「憩い」の両面から、自然と交流が生まれる公園を目指す。

## (3) 空間構成・景観・意匠に関する基本方針

---

### 1) 空間構成

- ・公園全体として、明るく開放的で分かりやすい土地利用と、死角や閉鎖空間が生じない空間構成に留意する。
- ・本公園の敷地形状を活かし、出入口を4カ所に設け、歩行者の動線は公園全体を回遊できるようにする。
- ・第1期及び第2期で開園の時期が異なるため、公園一体としての機能や雰囲気等が損なわれないよう留意する。

### 2) 景観

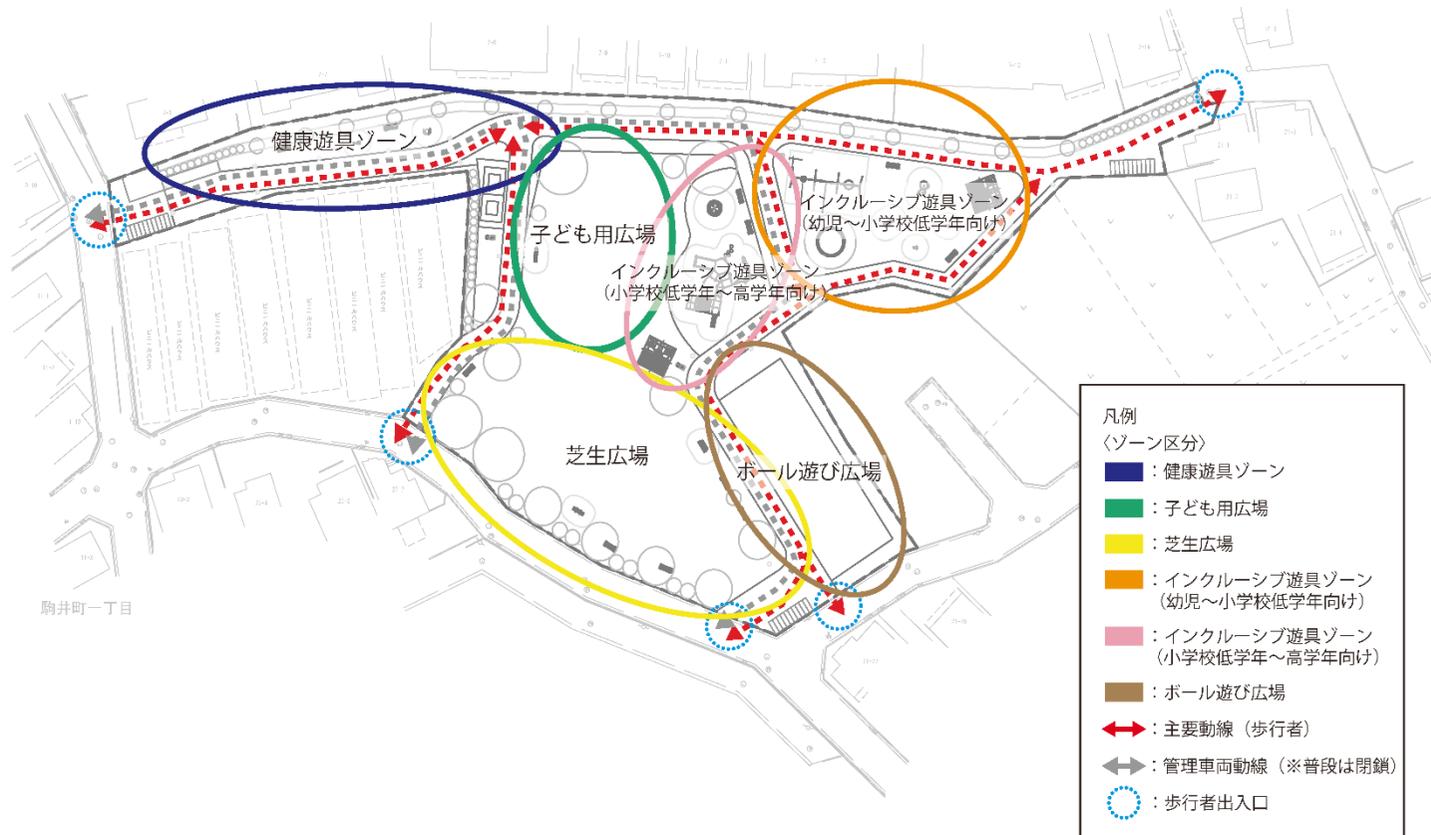
- ・季節感を感じられる植栽景観の導入を検討する。
- ・住民に親しまれる公園となるようシンボルツリーの育成を行う。
- ・元々の敷地の起伏等は可能な限り活かしつつ、適切な整備を行う。
- ・本公園においては、障がいの有無や年齢等を問わず、全ての子どもが遊びやすい環境作りを考慮し、インクルーシブ遊具の導入を行う。遊具で遊ぶ子どもたちが公園の情景に溶け込み、本公園の景観のひとつになることを目指す。

### 3) 意匠

- ・本公園に導入する施設・設備においては、可能な限り素材、色調の統一を図り、ユニバーサルデザインを考慮した製品の導入を検討する。

#### (4) ゾーニング図

本公園の現況や市民意向、公園の基本方針や空間構成・景観・意匠性に関する基本方針を踏まえ、公園内のゾーニングを以下のとおり設定した。



健康遊具ゾーン	高齢者を含めた幅広い年代を対象とした利用を想定し、健康遊具を配置する。	インクルーシブ遊具ゾーン (幼児～小学校低学年向け)	障がいの有無を問わず、幼児～小学校低学年を中心とした子どもを対象とした利用を想定し、インクルーシブ遊具を配置する。
子ども用広場	子どもを中心とした利用を想定し、のびのびと遊べる空間を配置する。	インクルーシブ遊具ゾーン (小学校低学年～高学年向け)	障がいの有無を問わず、小学校低学年～高学年を中心とした子どもを対象とした利用を想定し、インクルーシブ遊具を配置する。
芝生広場	一息できる空間、広場として地域のイベント・お祭り等ができる空間を配置する。	ボール遊び広場	小学生以下を対象とした利用を想定し、ボール遊びのできる空間を整備する。

## (5) 整備の進め方

### 1) 整備区域の考え方

本公園の整備は以下の考え方に沿って進める。

- ・駒井公園は約 4,400 m<sup>2</sup>と街区公園としては広い公園であり、用地取得や整備には多くの費用と時間等がかかることが予想されることから、一度に全ての整備は行わず、第1期と第2期に分けて段階的に整備を行う。
- ・第1期整備区域においては、インクルーシブ遊具や健康遊具等の設置を中心としたレクリエーション機能を優先的に確保するために整備する。また、トイレや休憩施設等の公園機能の整備も併せて行う。
- ・第1期整備後には、公園機能を拡充するため、第2期整備区域として芝生広場やボール遊び広場を中心として整備する。

### 2) 整備区域

本公園の整備時期及び区域については以下のとおり想定する。

表 第1期及び第2期における目標開園時期と整備区域

整備段階	整備区域の考え方	目標開園時期	整備区域
第1期	遊具の設置等を中心としたレクリエーション機能の確保	令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●健康遊具ゾーン</li> <li>●子ども用広場</li> <li>●インクルーシブ遊具ゾーン</li> </ul>
第2期	公園機能の拡充	未定	<ul style="list-style-type: none"> <li>●芝生広場</li> <li>●ボール遊び広場</li> </ul>



図 整備範囲

## (6) 基本計画マスタープラン

ゾーニング図を元に基本計画のマスタープランを作成し、各施設における仕様及び考え方を整理した。

### 1) 遊具について

#### ①健康遊具

- ・日常生活動作維持や体力維持、運動不足解消に対応した健康遊具を西側アプローチに2基程度設け、通常はベンチとしても利用できる腹筋ベンチや背のばしベンチ等を広場に設ける。

#### ②インクルーシブ遊具

- ・東側のインクルーシブ遊具ゾーン（幼児～小学校低学年向け）には、3～12歳向けのインクルーシブ遊具を1基（砂場）、6～12歳向けのインクルーシブ遊具を1基（ぶらんこ）、3歳～6歳向けの遊具を2基（ロッキング遊具）、3歳～12歳向けの遊具を1基（ロッキング遊具）程度設け、保護者の見守り用の東屋を1基、ベンチを2基程度設けることとする。
- ・また、西側のインクルーシブ遊具ゾーン（小学校低学年～高学年向け）には、3～12歳向けのインクルーシブ遊具を1基（回転遊具）、6～12歳向けのインクルーシブ遊具を1基（複合遊具）程度設け、ベンチを2基程度設けることとする。

### 2) 各広場について

#### ①子ども用広場

- ・元々の敷地の勾配を活かし、一部斜面の芝生広場の確保を行う。また休憩できる施設として、東屋を1基設けることとする。

#### ②芝生広場

- ・本公園中央部南側に芝生広場の確保を行い、通常時の憩いの場、イベント時に対応できる芝生空間を設けることとする。また、日常生活動作維持や体力維持、運動不足解消に対応した健康遊具（ベンチ型）を設けることとする。

#### ③ボール遊び広場

- ・東西約10m、南北約28mのボール遊び広場の確保を行い、小学生以下を対象としたボール遊び（小足立児童グラウンドに準じる）のできる空間を整備する。

### 3) 園路について

#### ①主園路

- ・主園路はアスファルト舗装とし、幅員は管理車両の通行が想定される範囲はW=3.0m、それ以外の範囲はW=2.0mの設定とする。

## ②出入口

- ・西、東、南の3辺で接道する区画道路からの出入口は4か所とする（第1期：西・東・南西の3か所、第2期：南東の1か所）。

## 4) トイレについて

- ・子ども用広場西側付近にトイレを1基設けることとする。トイレは、バリアフリー型の男性用・女性用のものとし、災害対応型とする。

## 5) 駐車場・駐輪場について

- ・すべての人が自由に利用できるよう、障害者等用駐車区間を1台分確保する。また、近隣からの自転車アクセスの利便性を高めるため、出入口3か所（西側・東側・南側）に分散配置とし、併せてシェアサイクルの導入も検討する。

## 6) 植栽について

- ・シンボルツリーとして、クスノキをインクルーシブ遊具ゾーン（幼児～小学校低学年向け）に植栽する。クスノキの周りには、サークルベンチを設けることとする。
- ・子ども用広場や芝生広場を中心としてシラカシやコナラ等のどんぐりのなる高木、近隣住宅地や農地との境界部分を中心としてサルスベリやソヨゴ、ハナミズキ等の花の咲く中低木を植栽する。
- ・また、西側出入口付近に花壇を設け、住民による水やりや植え替え等、管理面の協力も想定する。

## 7) 照明について

- ・トイレや出入口付近、斜面付近等、夜間の安心安全上必要と想定される箇所については公園灯（H=4.5m程度）を設けることとする。ただし、近隣住宅地やビニールハウス等へ光の影響が少なくなるような配光のものとする。また停電時等にも対応したソーラー型の照明等について、トイレ周辺へ設置することを検討する。
- ・園路付近には、フットライト（H=1m程度）を設けることとする。
- ・「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」の整備基準に準じ、高齢者や弱視者等の移動を円滑にするため十分な明るさを確保するよう配慮し、主要な園路の路面照度は1Lux以上、通行の多い場所は5Lux以上確保することとする。

(7) 基本計画図 コンセプト「みんながつながる、遊びと憩いのコミュニティパーク」

基本計画マスタープランを踏まえ、本公園の基本計画図を作成した。

健康遊具

- 横長の敷地を活用し、年齢を問わず利用できる健康遊具を配置。
- 健康遊具は、小型のものを2つ、ベンチ型のものを3つ程度想定。



イメージ：三宅中央公園（福岡市）  
（出典：（株）コトブキ）

住宅地のプライバシー確保

- 住宅街への騒音やプライバシーに配慮し、植栽やフェンス等で隔たりを設ける。
- ただし、住宅地への日当たりや落葉については配慮する必要がある。



イメージ：前原公園（狛江市）

芝生広場

- 中心に大きく広場を確保。第一期、第二期で工事時期が異なるため、南北で広場としての機能を変えている。
- 第二期はまとまった空間を広く取れることから、イベント等にも対応した芝生の多目的広場として整備。
- 普段は子どもが走り回る、テントを張って休憩する等の利用を想定。
- 災害時の集合場所としての機能。



イメージ：金公園（岐阜市）

幼児向け遊具（ロッキング遊具）

- 様々な年齢層の子どもが安心して遊べるように、対象年齢ごとに遊具を分け園内に分散配置。
- まとまった広い空間に遊具を配置。



イメージ：緑の丘児童遊園（狛江市）

植栽・シンボルツリー

- 樹木・花等で美しい景観を創出する。
- 自然に触れ合える環境。

●以下の植栽を想定。  
シンボルツリー：クスノキ 高木：マテバシイ、シラカシ等  
中木：ソヨゴ、サルスベリ、ヒイラギモクセイ等  
低木：ツゲ、カナメモチ、アジサイ等



イメージ：金公園（岐阜市）

園路

- 通行しやすい舗装。
- 車イスでも通行できる幅員。

駐輪場（+シェアサイクル）

- 遠くに住んでいる方々も利用できるよう駐輪場を設置。
- アクセス性を考慮し、出入口付近に配置。



イメージ：鎌倉公園（葛飾区）

トイレ

- 災害時も使用可能なフェーズフリートイレを設置。
- 男性用・女性用のバリアフリートイレを想定。
- 視認性が高く安全な、公園中央付近に設置。



イメージ：小牧市石仏駅前トイレ（愛知県岩倉市）  
（出典：トーヨーマテラン（株））

照明

- アプローチや園路部分にはフットライト、芝生広場周りにはポールライトを想定。
- 周辺住宅地への影響を考慮しつつ、夜間の防犯性の確保が重要。



イメージ：公園の照明（出典：日本街路灯製造（株））

駐輪場兼キッチンカースペース

- イベント時の屋台の出店や車両の乗り入れを想定し、硬い舗装のスペースを設ける（アスファルト舗装等）。



イメージ：金公園（岐阜市）

ボール遊び広場

- 住宅地にボールが飛ばないように、住宅から離れた場所に設置。
- ボールが外に出ないようにフェンスで囲う。



イメージ：北町なかよし公園（出典：練馬区）

※計画内容については、今後、実施設計を行う中で、変更となる可能性がございます。

— 第1期 — — 第2期 —

凡例	
	芝生舗装
	透水性アスファルト舗装
	ダスト舗装
	ゴムチップ舗装



## (8) 施設計画

### 1) 健康遊具ゾーン

#### ① 整備イメージ

健康遊具ゾーンは、高齢者も含めた幅広い年代を対象とした利用を想定し、健康遊具を配置する。

表 導入施設

健康遊具	通常はベンチとしても利用できる腹筋ベンチや背のばしベンチ等を広場に設ける。基本的には、ゆったり座れるよう園路を背にして設置する。
ベンチ	子ども用広場の外縁部に、背付ベンチを適宜設ける。基本的には、ゆったり座れるよう園路を背にして設置する。
花壇	季節感を感じられるよう花壇を設置する。市民参加による管理の一環として、住民による水やりや植え替え等の協力を想定する。
トイレ	子ども用広場西側付近にトイレを1基設けることとする。トイレは、バリアフリー型の男性用・女性用のものとし、災害対応型とする。



健康遊具イメージ (出典: (株) コトブキ)



ベンチイメージ (出典: (株) コトブキ)



花壇イメージ (出典: 荒川区)



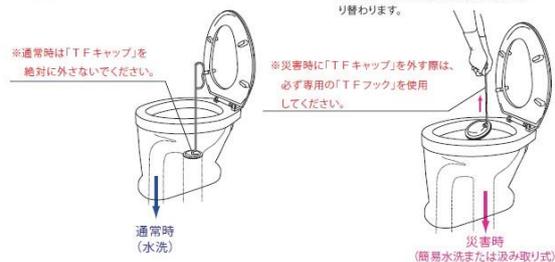
トイレイメージ (出典: トーヨーマテラン (株))

#### ② 災害対応型トイレについて

トイレについては、日常時でも災害時でも役立つ機能・デザイン等を備えた「フェーズフリートイレ」の設置を検討する。

#### <災害時の使用方法>

- ① アルソナアルファ専用「TFフック」の取っ手を持って、先端の力半状の部分を「TFキャップ」の穴に差し込みます。
- ② 「TFフック」で「TFキャップ」を持ち上げ、完全に取り出してください。これだけで災害用排水(簡易水洗)に切り替わります。



災害時に簡易水洗として使用する場合(災害時も衛生的で臭いもしない)

フェーズフリートイレイメージ (出典: (株) アルソナ技研)

## 2) 子ども用広場

### ①整備イメージ

子どもを対象とした利用を想定し、のびのびと遊べる空間を配置する。

表 導入施設

子ども用広場	子どもを中心として、自由に過ごせる芝生広場を設ける。元々の敷地の勾配を活かし、一部斜面の芝生広場の確保を行う。
ベンチ	子ども用広場の外縁部に、背付ベンチを適宜設ける。基本的には、ゆったり座れるよう園路を背にして設置する。
屋根付き休憩所 (シェルター)	休憩できる施設として、1基シェルター（3m四方程度）を設ける。
健康遊具	通常はベンチとしても利用できる腹筋ベンチや背のばしベンチ等を広場に設ける。基本的には、ゆったり座れるよう園路を背にして設置する。



子ども用広場イメージ



ベンチイメージ（出典：(株)コトブキ）



屋根付き休憩所（シェルター）イメージ  
（出典：(株)コトブキ）



健康遊具イメージ（出典：(株)コトブキ）

### 3) 芝生広場

#### ①整備イメージ

芝生広場は、一息できる空間、広場として地域のイベント・お祭り等ができる空間を配置する。

表 導入施設

芝生広場	通常時の憩いの場、イベント時に対応できる、広大な芝生空間を設けることとする。
ベンチ	芝生広場の外縁部に、背付ベンチを適宜設ける。基本的には、ゆったり座れるよう園路を背にして設置する。
健康遊具	通常はベンチとしても利用できる腹筋ベンチや背のばしベンチ等を広場に設ける。基本的には、ゆったり座れるよう園路を背にして設置する。



芝生広場イメージ



ベンチイメージ (出典:(株)コトブキ)



健康遊具イメージ (出典:(株)コトブキ)

#### 4) インクルーシブ遊具ゾーン（幼児～小学校低学年向け）

##### ①整備イメージ

インクルーシブ遊具ゾーン（幼児～小学校低学年向け）は、障がいの有無を問わず、幼児～小学校低学年を中心とした子どもを対象とした利用を想定し、インクルーシブ遊具を基本とし、遊具を配置する。

表 導入施設

インクルーシブ遊具等（砂場・ぶらんこ）	全ての人を楽しめるインクルーシブ遊具の導入を基本とし、3～12歳向けの砂場を1基、6～12歳向けのぶらんこを1基、3～6歳向けのロッキング遊具を2基、3～12歳向けのロッキング遊具を1基程度設ける。
ベンチ	芝生広場の外縁部に、背付ベンチを適宜設ける。基本的には、ゆったり座れるよう園路を背にして設置する。
屋根付き休憩所（シェルター）	保護者の見守り用として、1基シェルター（3m四方程度）を設ける。
サークルベンチ	シンボルツリー（クスノキ）の周りに、全円型のサークルベンチを設けて、樹木のもと、休憩・交流の場づくりを行う。



インクルーシブ遊具等イメージ（左写真出典：（株）コトブキ）



ベンチイメージ（出典：（株）コトブキ）



屋根付き休憩所（シェルター）イメージ  
（出典：（株）コトブキ）



サークルベンチイメージ

## 5) インクルーシブ遊具ゾーン（小学校低学年～高学年向け）

### ①整備イメージ

インクルーシブ遊具ゾーン（小学校低学年～高学年向け）は、障がいの有無を問わず、小学校低学年～高学年を中心とした子どもを対象とした利用を想定し、インクルーシブ遊具を配置する。

表 導入施設

インクルーシブ遊具（複合遊具・回転遊具）	全ての人を楽しめるインクルーシブ遊具の導入を基本とし、3～12歳向けの回転遊具を1基、6～12歳向けの複合遊具を1基程度設ける。
ベンチ	芝生広場の外縁部に、背付ベンチを適宜設ける。基本的には、ゆったり座れるよう園路を背にして設置する。



インクルーシブ遊具イメージ（右写真出典：（株）コトブキ）

ベンチイメージ（出典：（株）コトブキ）

## 6) ボール遊び広場

### ①整備イメージ

ボール遊び広場は、小学生以下を対象とした利用を想定し、ボール遊びのできる空間を整備する。

表 導入施設

インクルーシブ遊具（複合遊具・回転遊具）	東西10m、南北28mのボール遊び広場の確保を行い、小学生以下を対象としたボール遊び（小足立児童グラウンドに準じる）のできる空間を整備する。周囲は高さ4mの防球ネットで囲い、夜間は閉鎖することを想定する。
----------------------	--



写真 ボール遊び広場イメージ（出典：練馬区）

②禁止事項（案）

ボール遊び広場は、市内の他のボール遊び広場（小足立児童グラウンド等）におけるルールに準じ、基本的には小学生以下を対象とした利用を想定し、以下の行為を禁止とする。

表 ボール遊び広場における禁止事項（案）

禁止事項	考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>小学生以下及びその保護者に限り、フェンス内で柔らかいボールを使用した遊びは可能とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的な身体能力を考慮すると、他の利用者の安全な利用を損なうおそれがあるため中学生以上は禁止とする。</li> <li>小学生以下の子どもたちが数人、又は親子等で行う、ビニールボール等の柔らかいボールを使用するキャッチボール、サッカーボールでのパス回し等、柔らかいボールを使用した遊びについては、他の利用者の迷惑にならず、譲り合いながら利用する限りは「自由利用の原則」の範囲内とする。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>公園敷地外にボールが飛び出すおそれがある行為は禁止とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボールの飛び出しにより、近隣住民への被害（家屋や車体の破損等）が生じるおそれがあるため。</li> <li>サッカーボールの蹴り上げ等。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>金属バットや木製バットを使用したボール遊びは禁止とする。※素振り（ゴルフクラブ含む）については、周囲の安全が十分に確保・確認できない場合、制限をする場合がある。※距離や明るさ等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>硬いバットを使用したボール遊びは、他の公園利用者や近隣に危害を及ぼすおそれがあるため禁止とする。</li> <li>※ビニールバット等については、利用者の迷惑や、危害を生じるおそれがなければ「自由利用の原則」の範囲内とする。</li> <li>素振りについては、他の利用者が訪れる早朝以外の日中や、街灯がない公園の夜間など、事故が起こる可能性がある場合の素振りは避けるべきである。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>フェンス及びネットに向かってボールを投げたり、蹴ったりする行為は禁止とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>誤って公園敷地外にボールが飛び出すおそれがあるほか、フェンスやネットが破損するおそれがあるため。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>広い範囲を独占する行為は禁止とする（球技その他の目的含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「球技その他の目的」とは、野球、ソフトボール等、ボールを使った競技のほか、ボール以外の用具を使った競技をいう。</li> <li>「広い範囲を独占する行為」とは、一定範囲を利用することで、他の利用者が安心安全に利用できない範囲を独占する行為をいう。</li> </ul>

## (9) 植栽計画

### 1) ソーン別の植栽の考え方

#### ①健康遊具ゾーン（北側住宅との緩衝植栽帯含む）

本公園の北側園路の緩衝植栽帯であり、東側出入口と西側出入口を結ぶメインの緑地帯として、季節の演出性豊かな潤いある植栽景の創出を図ることとする。

植栽構成は、中木＋低木の二層構造を基本とし、中木の植栽間隔は北側住宅への目隠し等を考慮して樹冠の触れ合う程度とし、低木は侵入防止等を考慮して列植を基本とする。

表 導入候補樹種

中木				
	ハナミズキ（落葉）	ヒイラギモクセイ（落葉）	サルスベリ（常緑）	ソヨゴ（常緑）
低木				
	カナメモチ（常緑）	ツゲ（常緑）	アジサイ（落葉）	ユキヤナギ（落葉）

#### ②子ども用広場

子どもが走ったり休んだりのびのびと遊べる芝生広場として、開けた空間を生かしたシンボル性のある高木の点在木、及び季節の演出性豊かな潤いある植栽景の創出を図る。

植栽構成は、子どもの知的好奇心の育成及び木陰での休憩等を想定し、どんぐりのなるシイ・カシ等の常緑高木を基本とする。また、西側園路の緩衝植栽帯は低木を基本とし、ビニールハウスへの侵入防止等を考慮して列植及び群植を基本とする。

表 導入候補樹種

高木			
	シラカシ（常緑）	マテバシイ（常緑）	
中木			
	サルスベリ（常緑）	ヒイラギモクセイ（落葉）	
低木			
	カナメモチ（常緑）	ツゲ（常緑）	アジサイ（落葉）

### ③芝生広場

②子ども用広場と同様の広場形態となることから、広場内に以下の点在木を植栽し広場全体の修景・緑陰機能の確保を図るほか、南側に接道する歩道側から沿道修景を担う緑地帯として、季節の演出性豊かな潤いある植栽景の創出を図ることとする。

植栽構成は、木陰での休憩等を想定し、クヌギ・コナラ等の落葉高木、シイ・カシ等の常緑高木を基本とする。また、南側には樹木による緑地帯を設け、上記高木のほかに、ユキヤナギ・アベリア・ハクチョウゲ等の落葉低木を植栽する。

表 導入候補樹種

高木						
	シラカシ (常緑)		コナラ (落葉)		クヌギ (落葉)	
中木		低木				
	ヒイラギモクセイ (落葉)		ユキヤナギ (落葉)	アベリア (落葉)	ハクチョウゲ (落葉)	

### ④インクルーシブ遊具ゾーン

本公園からすぐ傍に位置する粕江第六小学校のシンボルツリーとしても親しまれているクスノキを本公園のインクルーシブ遊具ゾーンの中央に植栽し、公園及び地域のシンボルとして親しまれるシンボルツリーを共に育成する環境を創出することとする。

植栽構成は、シンボルツリーのクスノキを植栽し、その周りにはサークルベンチを配置して緑陰機能の確保を図る。その他の樹木としては、子どもが走ったり休んだりのびのびと遊べる空間を確保するため、高木を少数植栽する。

表 導入候補樹種

高木				
	クスノキ (常緑)		マテバシイ (常緑)	

### ⑤ボール遊び広場

ボール遊び広場の外周に沿って、W=1.0~2.0m程度の植栽帯を設ける。植栽構成は、侵入等防止を考慮してツゲやカナメモチ等を基本とした生垣植栽の導入を図る。

表 導入候補樹種

低木				
	ツゲ (常緑)		カナメモチ (常緑)	

## 2) 植栽計画図

本公園の植栽計画図は以下の通りである。



## (10) 園路広場計画

### 1) 園路広場計画の方針

- ・本公園の園路と広場空間の舗装については、本公園全体の景観基盤を成すものとして、植栽及び張芝景観に映え、場の雰囲気づくりに寄与する舗装材を選定する。
- ・舗装材は経済性、施工性、維持管理の容易性並びに二次製品の将来にわたる市場供給への安全性を踏まえた、総合的な判断のもとに選定を行う。

### 2) 整備水準の検討

当該基本計画範囲内における諸施設の整備水準を以下に整理する。

表 諸施設の整備水準

子ども用広場・芝生広場	各広場においては、標準的な仕様となる芝生舗装とした。
園路舗装	出入口、園路、及び駐輪場は標準的な仕様となる透水性アスファルト舗装とした。
インクルーシブ遊具ゾーン・健康遊具ゾーン	インクルーシブ遊具ゾーンにおいては、遊具の安全領域の範囲についてはゴムチップウレタン舗装の導入とし、その他部分については標準的な仕様となるダスト舗装とした。
ボール遊び広場	ボール遊び広場においては、標準的な仕様となるダスト舗装とした。



芝生舗装イメージ



透水性アスファルト舗装イメージ

(出典：世紀東急工業(株))



ゴムチップウレタン舗装イメージ

(出典：ambieTECH)



ダスト舗装イメージ

(出典：新宿区)

## (11) 維持管理の検討

公共広場管理の基本理念は、「広場が安全・快適で清潔な場所として、自由公平な利用がなされるよう、適正かつ効率的な管理をおこなうこと」である。また、広場管理の目標を達成するため、財産管理、運営管理及び維持管理まで体系化を図ると同時に、行政の管理負担の軽減を考慮しつつ、直営管理の改善や、地域住民の参加の推進、民間活力の活用等、複合した管理を行う必要があり、管理作業を分業化する場合は直営管理が主体となってそれぞれの連携を図ることが重要である。

### 1) 基本管理

基本管理とは、広場の安全・快適性を確保するための基本的な維持管理作業である。

- ・巡視…広場内の施設、植物の状況を把握。計画的に予防管理を進める基本作業。
- ・清掃…美観、修景性の向上を目標に行う作業。
- ・除草…植え込み地を対象に植物の育成、美観の維持を目標に行う作業。
- ・草刈…植栽地を対象に美観の維持や防犯、防火を目標に行う作業。

### 2) 植物管理

植物の健全な育成を目的として行う管理を指す。

#### ・樹木管理

各植物の特徴、植栽された場所の特性や植栽の目的に応じて剪定、間伐、灌水、除草、施肥、病虫害防除等の作業を行う。

#### ・地被管理

草地を対象に植栽地の美観の維持、利用の快適性の向上を目的として除草や刈り込み、灌水、施肥等の作業を行う。

### 3) 施設管理

施設の点検、補修等を行い、安全・清潔で使い勝手の良い施設の維持を行うことを目的とする。

#### ・一般施設管理

園路広場の舗装、縁石、給排水設備、ベンチ等の工作物を対象に施設を安全で清潔に維持し、かつ施設の耐用を確保することを目的として定期的な点検を行い、軽微な補修作業を行う。

### 4) 管理方法

上記の項目について、年間管理計画、月間管理計画を立案し、チェックリストを作成し、管理水準を保つことが望ましい管理方法と考えられる。

表 維持管理（案）

項目	内容
巡視点検	植物・施設の状況把握と報告
軽微な清掃・除草・草刈	植栽地・一般地の清掃・除草・草刈
樹木管理	剪定・刈込み・施肥・葉散
地被・草花管理	刈込み・施肥・灌水・植替え
一般施設管理	遊具・ベンチ等の清掃・補修

## 5) 市民参加による管理の提案

上記の一般的な管理方法に加えて、本公園と市民がより密接なかかわりを持続していくために、近隣住民や市民団体等による参加・協力を受けながら行う管理面の機能・方法として、以下の通り提案している。

- ①清掃・除草・草刈等については、学習や交流を兼ねて住民が参加しやすいイベントやワークショップの形式で行うプログラムも想定する。住民が管理に協力できる仕組みづくりを行うことで、「地域として」関われる取組になっていく。
- ②利用に関するマナー等については、ルールを看板等で掲示する。ただし、禁止事項だけでなく、自由に快適に利用できる場所として必要なマナー等についても掲示していく、地域でも声を掛け合っていく。
- ③施設等の適切な管理・連絡のために、掲示板で連絡事項等を伝達できるようなコミュニケーション機能を確保していくことも想定する。

表 狛江市内における市民参加による管理の事例

管理	とんぼの会	のびのび会	アドプト
写真			
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>●計画段階から市民参加で作られた公園。</li> <li>●「とんぼの会」は市と協定を結び<b>清掃や除草、樹木のせん定</b>などを行っている。</li> <li>●同会では、植栽管理や手入れの年間計画を立て、草木の成長が早い5月～10月は第1・3日曜日、その他は第3日曜日の午前中に会員が定期的に<b>除草、樹木のせん定</b>などを行う。</li> <li>●女性グループ「すみれサークル」が<b>花壇の手入れ</b>を続けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民参加でつくられた初の公園。</li> <li>●「のびのび会」は市と協定を結び<b>清掃や除草、樹木のせん定</b>などを行っている。</li> <li>●公園を住民の交流の場として活用、夏の夜の野外映画会や秋の収穫祭、春は花見をねた防災訓練など季節に合わせた<b>行事を催している</b>。</li> <li>●毎週日曜日に<b>清掃と除草、樹木の管理</b>などを行っているが、5月から10月は地域の長寿会「あすなろ会」の会員も月1回参加するほか、会員以外のおとなや子どもも積極的に参加している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民団体や企業等の団体が市と協働して、公園や道路等の公共施設の美化活動を行う制度。市はごみ袋やほうきなどの消耗品の提供を行い、団体の皆さんが<b>清掃や花植え</b>などの活動をしている。</li> </ul> <p>狛江市内のアドプト団体として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●緑と花の会</li> <li>●清水川サポーターズ など</li> </ul>
場所	西野川3丁目の前原公園 (愛称・とんぼ池公園) 面積：12,532㎡	西野川4丁目の 小足立のびのび公園 面積：1,884㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑と花の会（写真上） (活動場所：野川緑道)</li> <li>・清水川サポーターズ（写真下） (活動場所：清水川公園)</li> </ul>

## 8. 公園パース

本公園利用をイメージするパースを作成した。

### (1) 鳥瞰パース



(2) アイレベルパス (インクルーシブ遊具ゾーン)



(3) アイレベルパス (インクルーシブ遊具ゾーンとボール遊び広場)



(4) アイレベルパス (芝生広場でイベント開催の様子)

